

事 務 連 絡
平成29年3月31日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
（市区町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市入札契約担当部局長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

週休2日の推進に向けた適切な工期設定について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

今般、働き方改革実現会議（議長：安倍晋三内閣総理大臣）において策定された「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、国土交通省直轄工事においては、別添1-1及び別添1-2のとおり、適切な工期の設定について、より具体的な運用を定めるとともに、別添2のとおり、週休2日を実施する工事について、間接工事費の補正を試行することとしましたので、お知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

国官技第 3 3 6 号
平成 2 9 年 3 月 2 8 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿

大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
(公 印 省 略)

週休 2 日の推進に向けた適切な工期設定について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休二日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進めることが必要である。

今般、働き方改革実現会議（議長：安倍晋三内閣総理大臣）において策定された働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においても、「建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICT の活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。」と位置づけられたところである。

これまでも、週休 2 日対応の工期設定を行っているが、実態との乖離もみられることから、国債等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、準備・後片付け期間の見直しや工期設定支援システムの活用等により、適切な工期の設定に努められたい。

国官技第336号の2
平成29年3月28日

内閣府
沖縄総合事務局 開発建設部長 あて

国土交通省
大臣官房技術調査課長
(公 印 省 略)

週休2日の推進に向けた適切な工期設定について

標記について、別添のとおり各地方整備局長等あて通知したので、貴局におかれても準拠されたい。

国技建管第 19 号
平成 29 年 3 月 28 日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公 印 省 略)

週休 2 日の推進に向けた適切な工期設定の運用について

建設現場における週休 2 日を推進するための措置として、「週休 2 日の推進に向けた適切な工期設定について」（平成 29 年 3 月 24 日付け国官技第 336 号）が通知されたところである。

週休 2 日の実現に当たっては、適切な工期の設定が必要であり、これまで「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成 27 年 12 月 25 日付け国官総第 186 号、国官会第 2855 号、国地契第 43 号、国官技第 255 号、国営管第 355 号、国営計第 75 号、国北予第 25 号）及び「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成 27 年 12 月 25 日付け国地契第 44 号、国官技第 257 号、国営管第 356 号、国営計第 76 号、国北予第 26 号）に基づき進めているところであるが、より具体的な運用について別紙のとおり定めたので通知する。

国技建管第19号の2
平成29年3月28日

沖縄総合事務局 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公 印 省 略)

週休2日の推進に向けた適切な工期設定の運用について

標記について、別添のとおり各地方整備局等あてに通知したので、貴局におかれても準拠されたい。

土木工事における適切な工期設定の考え方

1. 工期設定

(1) 用語の定義

【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※「土木工事共通仕様書（工事着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

【施工に必要な実日数】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

【不稼働日】

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数をいう。

【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【雨休率】

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨日等の年間の発生率をいう。

<参考>

【全体工期（＝契約期間）】

余裕期間と工期を合わせた期間をいう。

【余裕期間】

契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で期間を設定。

期間内は、工事に着手してはならない期間であり、受注者は監理技術者・現場代理人等の配置が不要である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行う事が出来る。

(2) 工期の設定

① 準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定*することとする。

以下に記載がない工種区分については、**最低 30 日**を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
海岸工事	40日	トンネル工事	80日
道路改良工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
鋼橋架設工事	90日	道路維持工事*	50日
PC橋工事	70日	河川維持工事*	30日
橋梁保全工事	60日	電線共同溝工事	90日
舗装工事（新設）	50日		

※通年維持工事は除く

② 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、「作業日当たり標準作業量の設定について」（平成 29 年 3 月 15 日付け 国技建管第 18 号、国総公第 88 号）に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ（pt）数は基本 1 pt で設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

③ 雨休率

休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定する。（暴風当の気象における地域の実情を考慮してもよい）

休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。

降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日とし、過去 5 カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。

休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。

降雨降雪日は、地域による気象の差があることから、地域毎に設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.7」*を使用して算出して良いこととする。

※「0.7」：東京の過去 5 カ年（平成 23 年～平成 27 年）の平均値より算出

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法

$$\begin{aligned} \text{例：不稼働日数} &= \text{施工に必要な実日数（100日）} \times \text{雨休率 } 0.7 \\ &= 70 \text{日} \end{aligned}$$

④ その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

ア. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

イ. 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

ウ. その他

上記ア.イ.以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、**20日**を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定*するものとする。

※通年維持工事は除く

⑥ 工期設定日数の確認

上記（２）～（５）により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類似工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の－10%以上乖離した場合に確認する）

参考1に各工種の過去5年間の工事費と工期の関係と算定式を示している。この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考に確認すると良い。

ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。

⑦ 工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示することとする。

例	：	・工事の性格、地域の実情、自然条件等で日数を見込んだ場合 ・その他、特記すべき事項がある場合
---	---	---

⑧ 工期設定支援システムの活用【別添システムデータ】

上記内容を踏まえ工期の設定にあたっては、原則として「工期設定支援システム」を活用すること。ただし、維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められているものや標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるものについてはこの限りではない。

2. 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。その為、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議の上、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則全ての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすること。

ただし、維持工事等のように全体工期に影響のない工事はこの限りではない。

(1) 工事工程クリティカルパスの共有方法

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するの）について、受発注者で共有すること。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示すること。

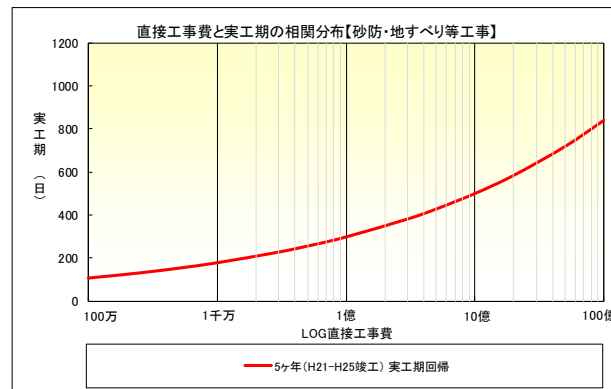
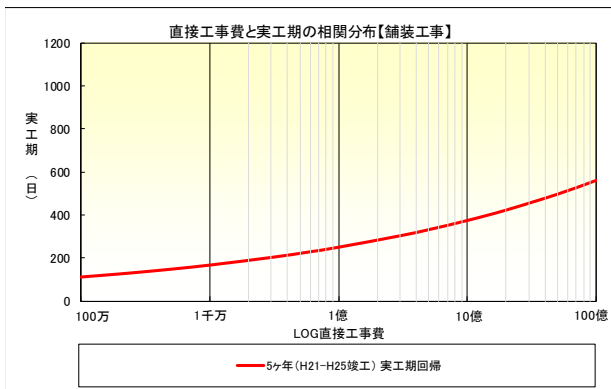
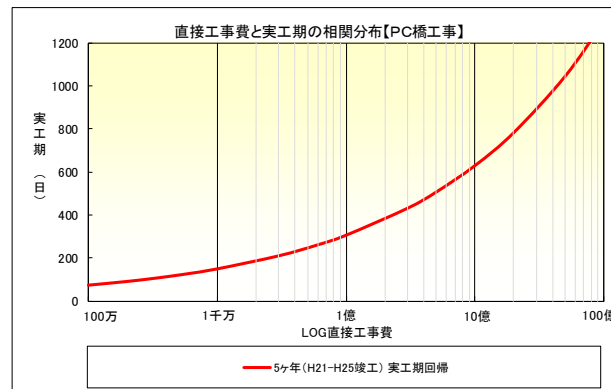
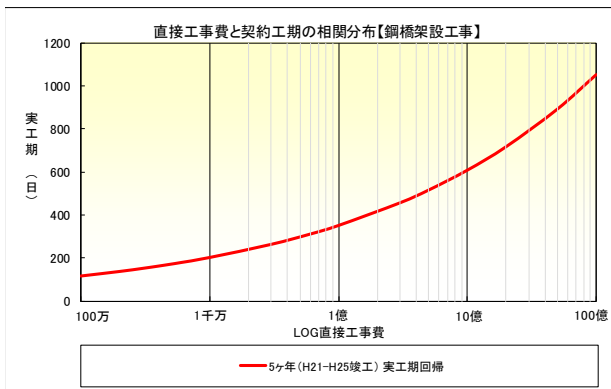
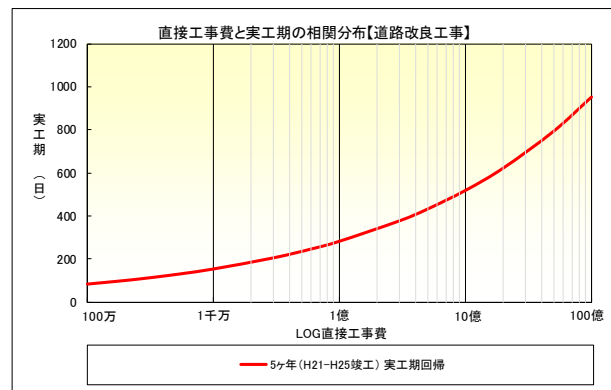
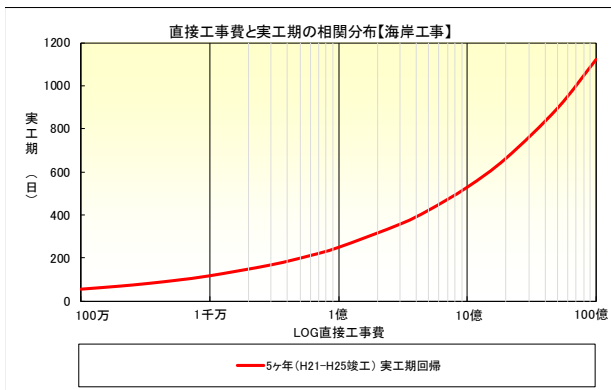
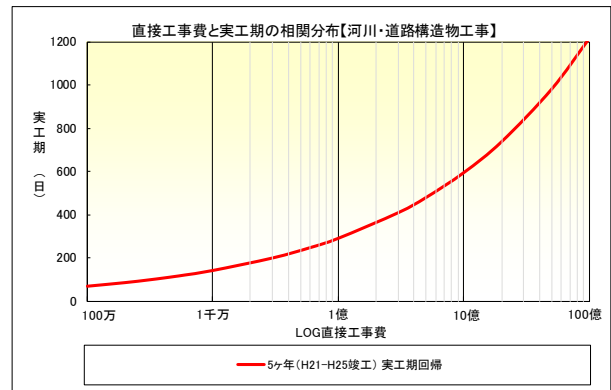
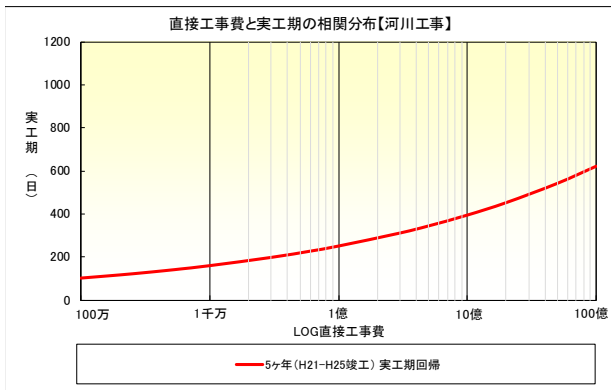
工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮すること。

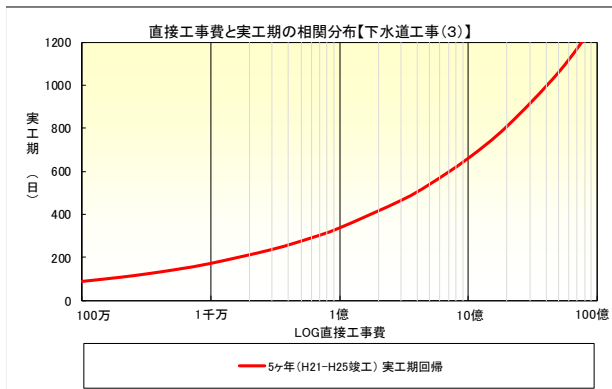
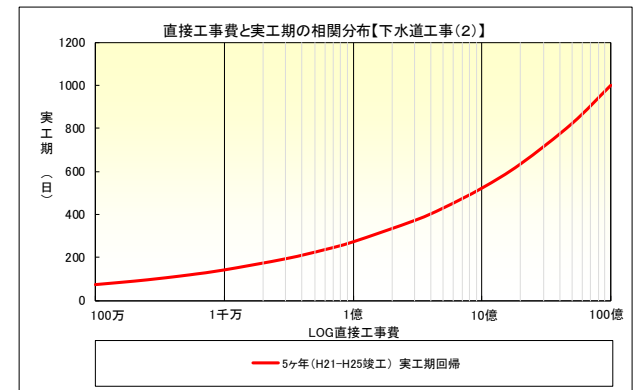
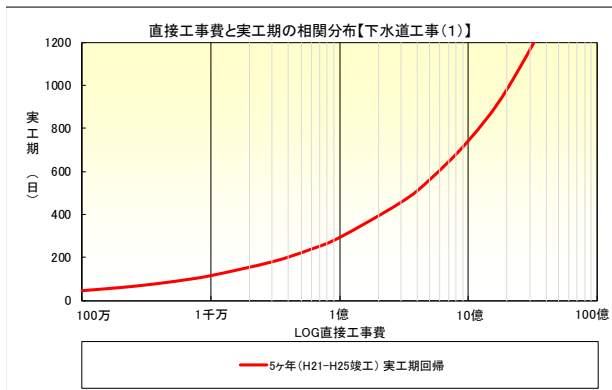
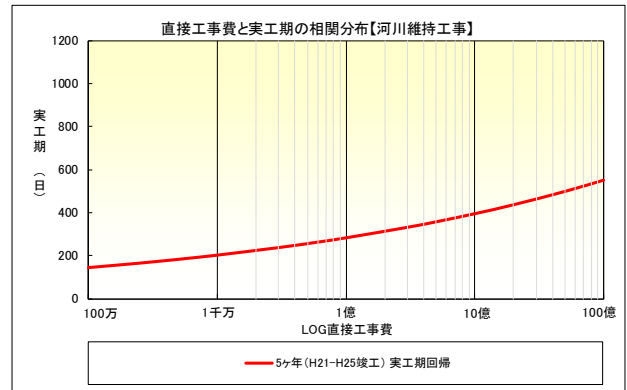
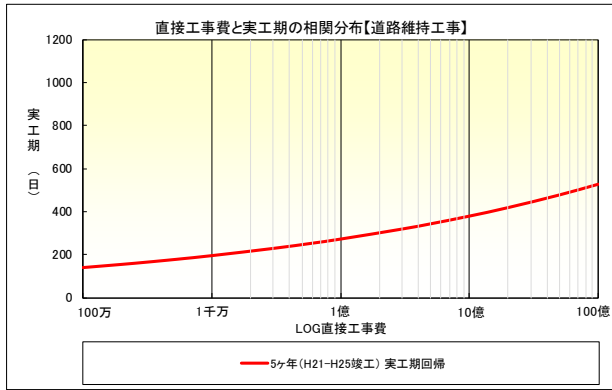
(2) 工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合の措置

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。

工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合





【標準工期試算式（参考値）】

$$T = A \times P^b$$

T : 工期、

P : 直接工事費、

A、b : 係数（右表による）

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
PC橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道1工事	0.2	0.4044
下水道2工事	1.5	0.2817
下水道3工事	1.5	0.2934

【平成 27 年 12 月 25 日付け官房長通知「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」より】

2 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

【平成 27 年 12 月 25 日付け課長通知「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」より】

1 適切な工期の設定について

官房長通達記 2 の適切な工期の設定に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた実工事期間であること。
- (2) 官房長通達記 2 の工期の設定に当たっては、具体的には、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数を見込むこと。
- (3) (2)により算出した日数が、過去に施工した同種工事の日数の状況と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況等当該日数の算出根拠について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを図ること。
- (4) 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、(2)及び(3)にかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書（営繕工事においては現場説明書。以下同じ。）に当該制約条件を記載すること。
- (5) 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが種々の条件からみて有利であるものに限り行うものとし、この場合には、中断期間を含めた工期を設定すること。また、中断期間については、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合の経費より小さくなる範囲を目途として設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書において、中断期間を含めた工期を設定した旨を記載すること。併せて、中断期間中は、工事現場の保全措置を的確に講ずること。
- (6) 作業不能日数については、特記仕様書に記載すること。あわせて、当初見込んだ作業不能日数から実際の作業不能日数との間に乖離が生じることが判明した場合

においては、実際に生じることとなる作業不能日数を反映した工期に変更すること。

■特記仕様書の記載例（参考）

【修正前】

第〇条 工期

.....

工期 : 平成□年□月□日から平成□年□月□日まで

.....



【修正後】 部分

工期 : 平成□年□月□日から平成□年□月□日まで

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでい
る。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合
は、当該条件を記載すること。

【例】当該箇所は、平成▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。

①準備期間	○日間
②後片付け期間	○日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない 日数を見込むための係数 実働日数×係数）	○. ○
④地元調整等による工事不可期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日	○日間
⑤	
⑥	

※上記の他、特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記
載する。

※余裕期間の設定がある場合は、余裕期間の特記記載例を踏まえて記載するこ
と。

第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

<補足事項>

土木工事共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」において、施工計画書を工事着手前に提出することとしている。この施工計画書は、内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を監督職員に提出することとなっているため、提出時点において、必ずしも全ての項目について詳細な記載を求めているものではない。

その為、例えば、工事工程の共有で使用する工事工程表が工事着手前に提出される施工計画書の計画工程表と必ずしも同じでなくても良い。

国官技第 349 号
平成 29 年 3 月 28 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿

大臣官房技術調査課長
(公 印 省 略)

週休 2 日の間接工事費の補正について (試行)

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な間接工事費を計上する試行を行う。

間接工事費の計上方法は以下のとおりとする。

1. 週休 2 日を実施する工事については、以下のとおり間接工事費率に、それぞれ次ぎの補正係数を乗じるものとする。
 - 【共通仮設費】 1.02
 - 【現場管理費】 1.04

<補正方法>

(1) 発注者指定型

- ① 週休 2 日の実施を前提に当初予定価格から上記 1 の補正を行う。
- ② 実施できなかった場合は、補正分を減額する。

(2) 受注者希望型

- ① 週休 2 日の実施判断を契約後に行う工事については、精算時に上記 1 の補正を行う。
- ② 実施できなかった場合は、上記 1 の補正をしない。

2. 週休 2 日の考え方

工期内において、週休 2 日相当の現場閉所を行ったと認められること。
(年末年始 6 日間、と夏季休暇 3 日間を除く)

国官技第349号の2
平成29年3月28日

内閣府
沖縄総合事務局 開発建設部長 あて

国土交通省
大臣官房技術調査課長
(公 印 省 略)

週休2日の間接工事費の補正について（試行）

標記について、別添のとおり各地方整備局長等あて通知したので、貴局におかれても準拠されたい。